

平成21年6月29日

金融庁総務企画局市場課 担当者御中

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」についての意見

5月29日に公表された「金融商品取引業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引業者等に関する内閣府令第一百七十七条第一項第二十七号及び第二十八号に規定する額を指定する件を定める告示（案）」の取りまとめについて、基本的に賛成いたしますが、一般消費者が安易に外国為替証拠金取引に参入して消費者被害が生ずることのないよう、更なる規制強化を求めます。

#### 【理 由】

外国為替証拠金取引（FX取引）は、外国為替取引にレバレッジをかけて証拠金取引としたもので、金融商品の先物取引として、法規制の無い中、過去多くの悪質で詐欺的な消費者被害の発生を見ました。平成17年7月1日に金融先物取引法改正法が施行され、外国為替証拠金取引が同法の規制対象となり事業者の登録制度や消費者への不招請勧誘が禁止行為に明記される等の法規制が導入された結果、PIONEERに寄せられた相談件数は平成17年の3155件をピークにここ数年は300件程度と一見落ち着きを見せているように見えます。

しかし、年々FX取引の市場規模は拡大しており、矢野経済研究所のレポートによれば、平成21年3月の予測では179万口座、預り証拠金残高は9060億円と、平成17年当時の口座数で6倍、証拠金残高で3倍と拡大しています。

「貯蓄から投資へ」の掛け声の下、本来投機であるFX取引が、先物取引業者のみならず、多くの銀行、証券会社等の金融機関で主にインターネットを通じて販売され、多くの一般消費者が取引を始めています。一般のサラリーマンや主婦が、取引の仕組みもよく判らぬまま安易に投機取引に参入し、600倍もの高レバレッジのかかったFX取引が行われている現状をこれ以上看過すべきではありません。

私たちNACS消費者提言特別委員会では、平成13年度から毎年金融機関の窓口調査やアンケート調査を行ってきました。調査を通じて、一般消費者の金融機関への「安心感」や「公共性」といった期待に応えるべく、消費者に対してリスク商品を販売する際には、金融商品の内容を、リスクも含めてわかりやすく、正しくパンフレット等に表示するよう求めるとともに、説明責任と顧客への適合性の原則の徹底を図るよう提言してまいりました。

投資信託等のパンフレット表示や窓口販売については、かなり改善されてきたと感じておりますが、FX取引に関しては、リターンが大きさが強調され、リスクについては正確

に理解できていない顧客も多数いると思われます。インターネットを通じての販路が主なこともあり、説明義務が徹底されておらず、適合性の原則も確立していないように思います。

多くのFX取引は金融機関との相対取引であり、顧客と事業者は利益相反の関係です。スワップポイントや為替レートも事業者毎に異なっていて取引の透明性もありません。また、インターネットを通じた取引が現在の主要な取引方法であれば、入力ミスによる誤発注の発生の可能性のみならず、顧客が手仕舞いをしてオンライン上の障害等で決済ができず、多額の証拠金が消失する危険性が常にあります。

1. FX取引に一般消費者を俄か投資家に仕立て上げて参加させるべきでないと考えます。取引を望まない消費者への不招請勧誘の全面禁止を行うなど、金融当局による更なる法規制の強化を求めます。

2. 今回、「想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止」することが提案されていますが、これは25倍のレバレッジであり、株の信用取引の3~4倍、商品先物取引の10~20倍のレバレッジと比較しても高い比率です。今回の改正で更にレバレッジ率を引き下げ、投機性を減ずるようにすべきです。

3. 昨今、事業者が顧客からの預り資産である証拠金を自己の固有財産と区分して管理していないことによる外国為替証拠金取引業者の破綻が相次ぐなど、事業者の分別管理も不十分な実態があるなかで、高レバレッジ取引は事業者の破綻リスクを高める要因となります。顧客の証拠金は預託先が破綻した場合の返還は極めて困難であり、多大な消費者被害の発生が余儀なくされます。レバレッジを引き下げることが、事業者の健全性確保のためにも必須の条件です。

金融当局として、健全な金融取引を行える環境整備に取り組んでいただき、消費者被害の発生を未然に防止するよう法規制の強化を要望いたします。

以 上

【問い合わせ先】

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会 世話人 花井淳子・佐藤寿美

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015